

草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会 委員名簿

氏名	所属等（委員委嘱時）	備考
占部 武生	龍谷大学理工学部教授	
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授	
向井 明	立命館大学客員研究員	
吉原 福全	立命館大学理工学部教授	

※敬称略 50音順

(事務局)

草津市 市民環境部 廃棄物処理施設建設準備室

(支援コンサルタント)

株式会社 エイト日本技術開発

審査会設置にかかる設置条例及び運営規則

○草津市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1および別表第2の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

(別表第1) 中、該当箇所抜粋

名称	担任意務	定数
草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会	草津市立クリーンセンター更新整備事業の入札に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務ならびに技術的事項の調査審議に関する事務	4人以内

○草津市附属機関運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めるときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織（以下「分科会等」という。）を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

(別表第2) 中 該当箇所抜粋

附属機関の名称	任期
草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会	委嘱の日から草津市立クリーンセンター更新整備事業の入札に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第5項の規定による落札者の決定に関し必要な事項について調査審議した結果を市長に答申する日まで

審査会、資料及び議事録の公開・非公開について（案）

- 1 草津市附属機関設置条例及び草津市附属機関運営規則での公開規定について
草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会（以下「委員会」という。）の設置にかかる条例及び運営規則では、委員会および資料・議事録の公開または非公開について特に定めていない。
- 2 会議の公開について
草津市市民参加条例第9条の非公開事項に該当する場合に限り、全部又は一部を非公開とすることができる。今後、各審査会の案件によって、冒頭で審議・決定を行なうものとする。本日の議事については、非公開事由に該当しないため、公開とする。
- 3 資料、議事録の公表について
草津市情報公開条例第7条第1項のいずれかの号に該当する場合は、非公開情報とすることができる。今後、各審査会の案件によって、冒頭で審議・決定を行なうものとする。本日の議事は、非公開情報に該当しないため、公開とする。

参考

○草津市市民参加条例（平成24年12月27日条例第21号）

（審議会等の公開等）

第9条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されているとき。
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を議事とするとき。
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

- 2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 執行機関は、審議会等の会議を開催するに当たっては、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手續等を公表しなければならない。
- 4 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会等の公開等に関し必要な事項は、規則で定める。

○草津市情報公開条例（平成16年12月17日条例第21号）

（市政情報の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る市政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が次のいずれかに該当する者(以下「公務員等」という。)である場合において、情報が当該公務員等の職務の遂行に係るものであるときは、当該情報のうち当該公務員等の職、氏名および当該職務遂行の内容に係る部分

(ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。)

(イ) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員

(ウ) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員および職員

(エ) 草津市土地開発公社の役員および職員

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人および草津市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、人の生命、財産または社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報
- (5) 実施機関ならびに国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、実施機関または国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 実施機関、他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

審査会の運営について（案）

審査会では、事業者選定段階においては、公平性を確保したうえで審査を行うこと、また、事業者から提出される技術提案書等（知的財産）の秘密保持に努める必要がある。

一方で、審査結果は、過程と併せて公開することで、説明責任を果たすことが求められる。

そこで、審査会の運営にあたっては、次のとおり申し合わせるものとする。

1 審議の公表について

草津市情報公開条例の非公開情報に該当する議事録について、透明性の観点から、その概要を公開する。（議事概要等は委員全員に確認をいただいたものを公表）

2 委員が知り得た情報の守秘について

各委員は、審査会において知り得た情報のうち、非公開情報については各自の責任において秘匿し、その漏えい防止に努める。その職を退いた後も同様とする。

3 委員名の公表について

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」を踏まえ、委員名は公表する。

4 審議・採点の結果について

落札者の決定後、審査会は落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

事業者から提出された技術提案書は、審査中、審議終了後いずれにおいても公表しない。ただし、事業者からは事前に公開する旨の通知を行った技術提案書概要版を提出させ、これを審査結果と併せて公表する。（同概要版は審査対象外とする。）

以上

○PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成19年6月29日改定・内閣府）抜粋
（審査方法）

(11) 民間事業者の選定に当たって、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図ることも有効である。また、事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である。

① 略

② また、審査委員会を設ける場合、次の点について留意する。

ア 審査委員会委員を事前に公表すること。

イ 審査委員会の位置付け及び審査委員会で審査する事項を明確にし、事前に公表すること。
（以下、省略）

事業者選定方法とスケジュール（案）

